

連邦地裁及びCAFCの知財関連訴訟件数の推移(1994-2008年度)

2009年3月25日
JETRO NY 中楨、横田

今般、合衆国裁判所事務総局(Administrative Office of the United States Courts)は、08年度(07年10月1日～08年9月30日)の訴訟関連統計¹を公表した。また、例年どおり、同統計の公表に先立ち、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)も独自の統計²を公表している。連邦地裁及びCAFCにおける知財関連訴訟件数の推移は以下のとおり。

1. 連邦地方裁判所

- (1) 08年度の知的財産関連訴訟件数は9,592件(前年度10,783件)となり、3年連続の減少(対前年度比11.0%減)となった。3年連続の減少の主たる要因として、著作権関連訴訟の3年連続での二桁の減少があり、その背景としては、既報のとおり³、05年をピークとした不法ダウンロードに対する音楽業界の積極的な訴訟攻勢がここ数年、落ちついてきたためと言える。(グラフ1参照)
- (2) 知的財産法別に内訳を見ると、特許関連訴訟件数は2,909件(前年度2,896件)と、ここ3年連続の微増(対前年度比0.4%増)。商標関連訴訟件数は3,449件(前年度3,487件)と2年連続減少した(対前年度比1.1%減)。著作権関連訴訟件数は、3,234件(前年度4,400件)と3年連続で二桁の減少(対前年度比26.5%減)となり、05年度に急増した同訴訟件数が以前の水準にかなり戻りつつあることを示している(グラフ2参照)。
- (3) 連邦地裁訴訟件数全体では、267,257件(前年度257,507件)と対前年度比3.8%の微増であったものの、過去10年間ではほぼ横ばいで推移(グラフ3参照)。

2. 連邦巡回控訴裁判所(CAFC)(グラフ4参照)

- (1) 連邦地裁からの控訴件数は392件(特許のみ。前年度396件)と微減しており、01年度以来6年ぶりに400件を下回る低い水準となった昨年度に続き、08年度もその傾向が続いている(対前年度比1.0%減)。
- (2) 特許商標庁(USPTO)の審決を不服とするCAFCへの直接提訴⁴の件数は82件

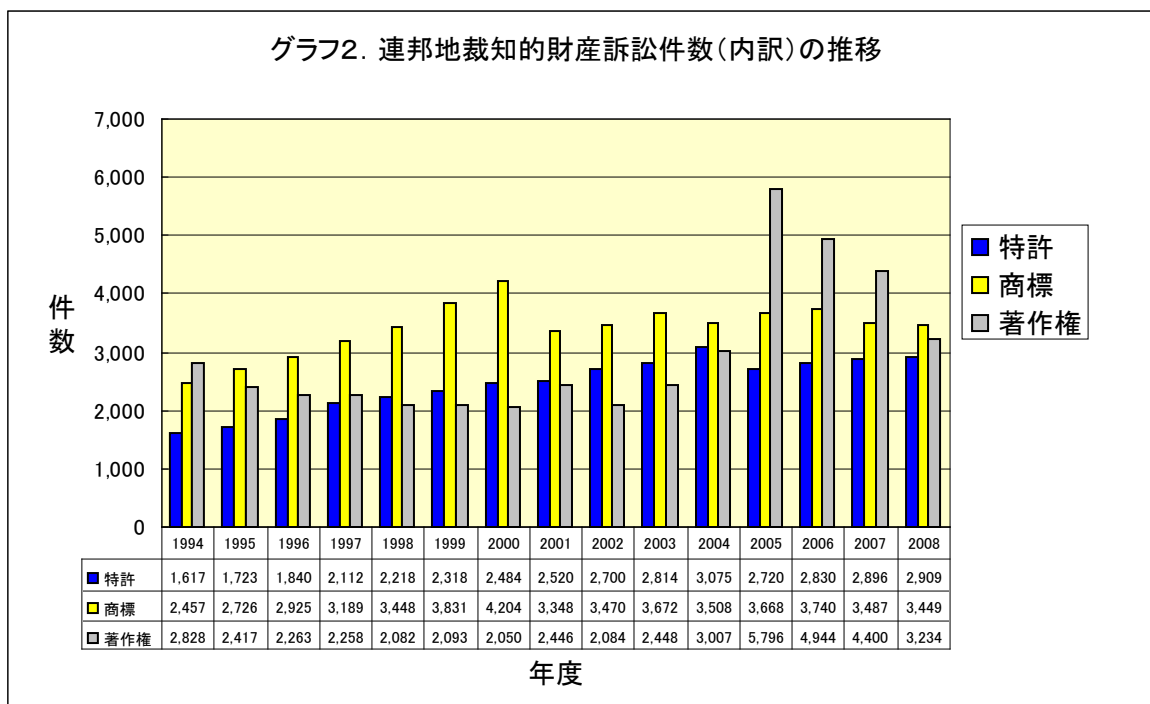
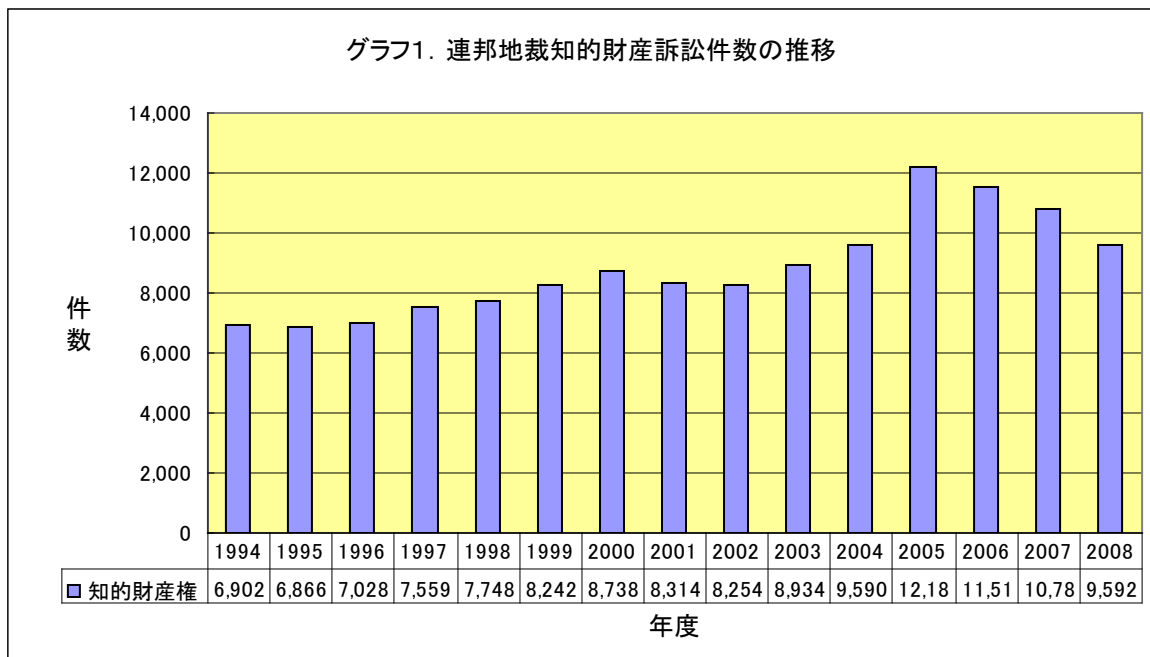
¹ <http://www.uscourts.gov/judbus2008/contents.cfm>

² <http://www.cafc.uscourts.gov/statistics.html>

³ 米国知的財産権者協会(IPO)の05年の発表によれば、同年度の著作権訴訟件数の急増に関して、インターネットの不法ダウンロードに対する音楽業界の積極的な訴訟攻勢がその要因であると説明していた。

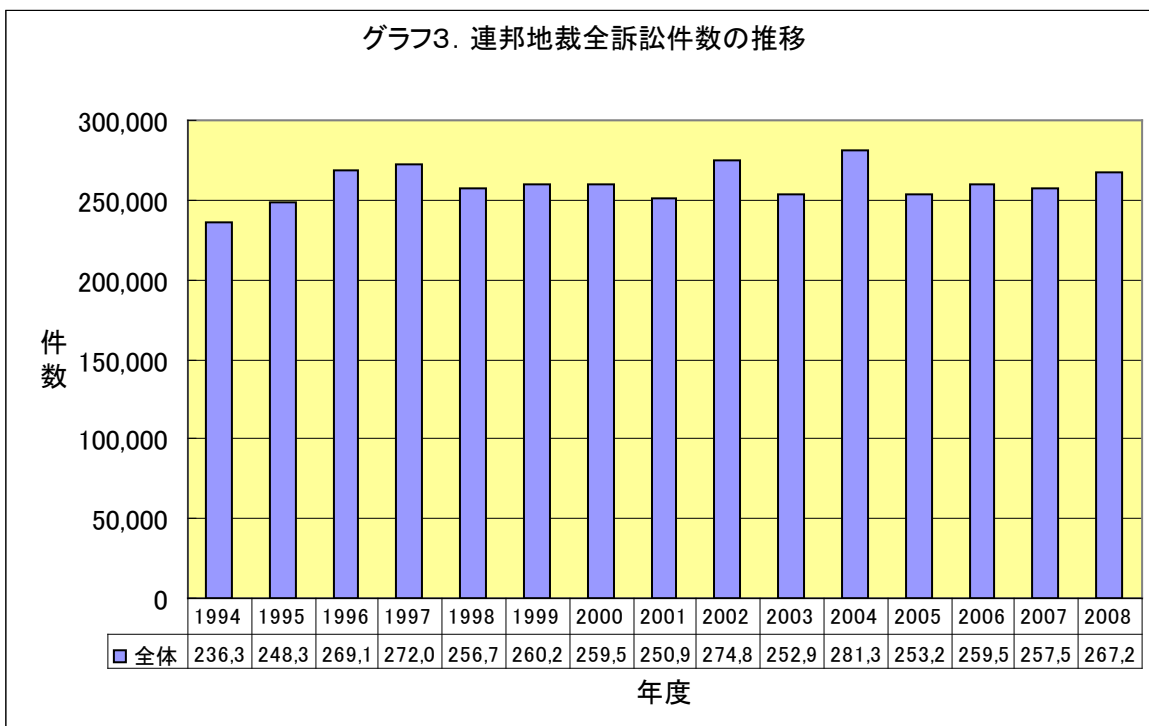
⁴ 米特許法141条によれば、USPTO特許審判・インターフェアレンス部における審決に不服のある出願人又は当事者は、連邦地裁を超えて、CAFCへ直接提訴することができる。

(前年度 51 件)と過去 10 年間で最少の件数となった昨年度から急増し、高い水準となった(対前年度比 60.8%増)。内訳を見ると、特許 54 件(前年度 33 件: 63.6%増)、商標 28 件(18 件: 55.6%増)となっている。

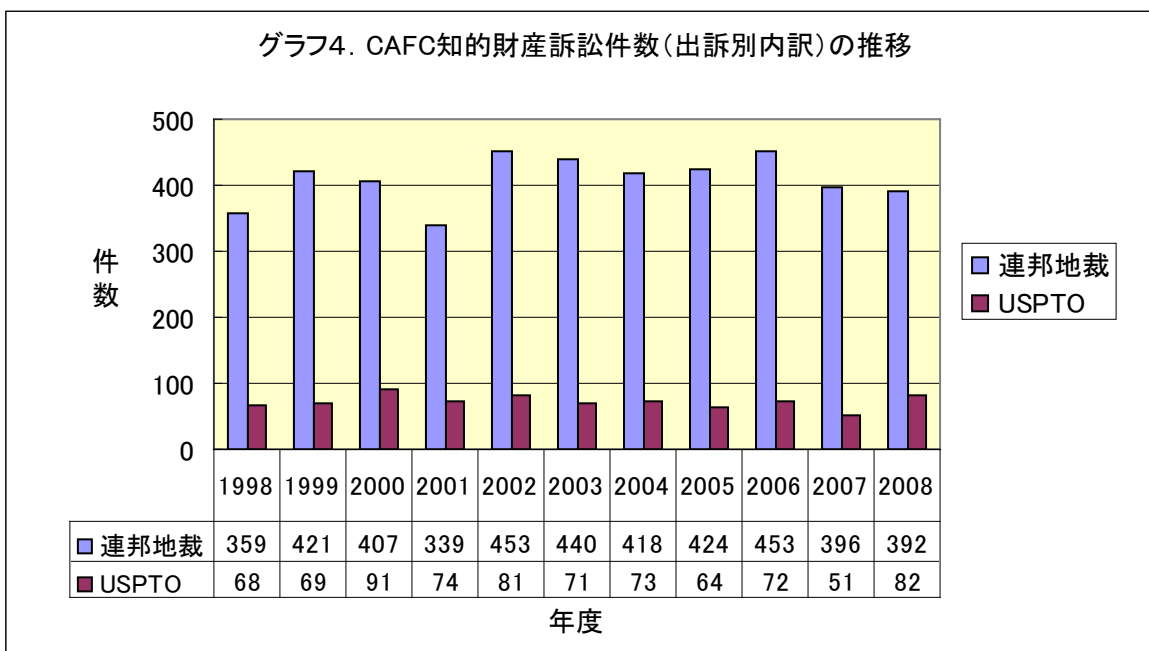


(注)各年度は、その年の9月末で終わる12ヶ月間を示す。例えば、08年の場合、07年10月1日～08年9月30日の1年間。知的財産権件数は、特許、商標及び著作権の合計。

出典: 合衆国裁判所事務総局統計 (Table C-2) から作成



出典: 合衆国裁判所事務総局統計 (Table C-2) から作成



(注) 連邦地裁からの出訴件数は特許のみ。なお、本グラフには国際貿易委員会(ITC)、米国クレーム裁判所からの出訴件数は反映されていない。

出典: CAFC統計から作成

(了)